

無窓階の取扱いに係る運用基準

(平成 30 年 3 月 8 日 消防長決裁)

消防法施行令（以下「令」という。）第 10 条第 1 項第 5 号に規定する無窓階の判定は、防火対象物の階ごとに、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び開口部の構造により決定する。

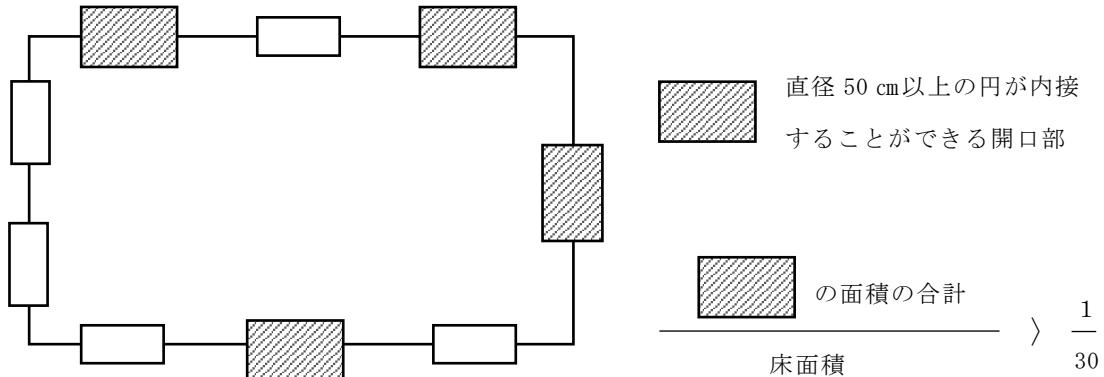
無窓階以外の階の判定は、消防法施行規則（以下「規則」という。）第 5 条の 3 の規定によるほか、次により行うものとする。

1 床面積に対する開口部の割合

規則第 5 条の 3 第 1 項に規定する床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の面積の割合は、次によること。

(1) 11 階以上の階

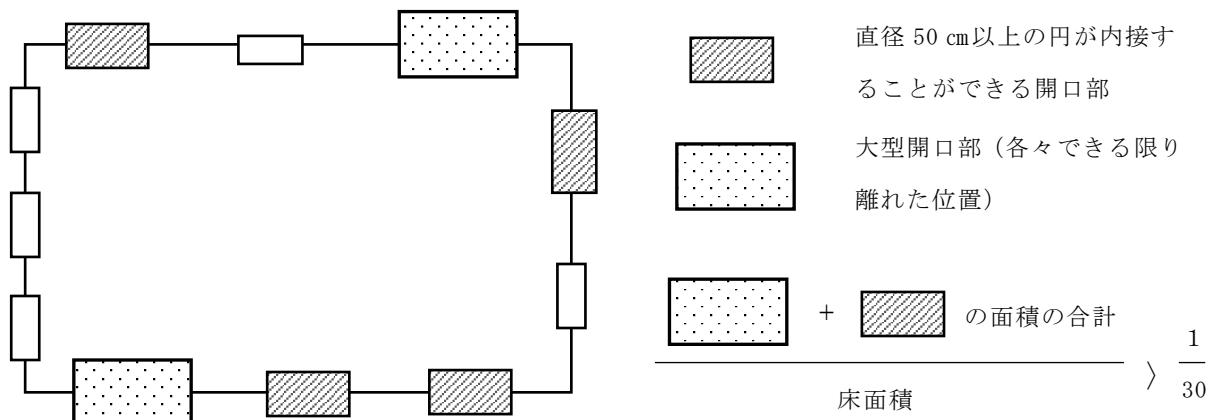
直径 50cm 以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の 1 / 30 を超えるものであること。（第 1 図参照）



第 1 図

(2) 10 階以下の階

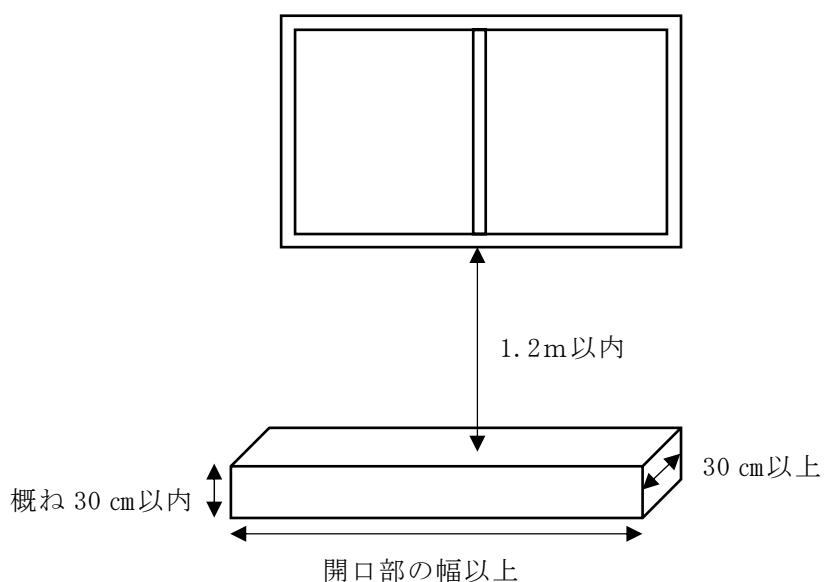
前(1)の開口部に、直径 1 m 以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 75cm 以上及び 1.2m 以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が 2 以上含まれているものであること。（第 2 図参照）



第 2 図

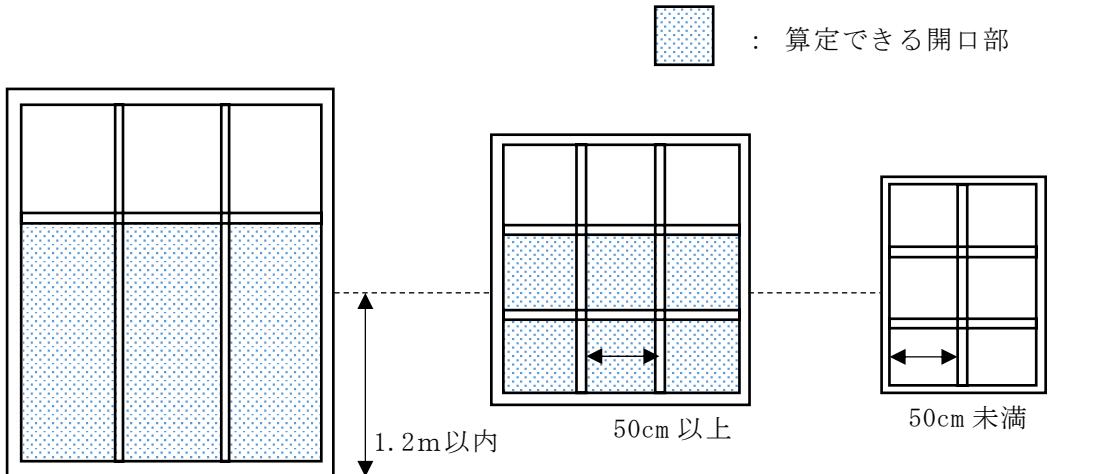
2 開口部の位置

- (1) 次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、規則第 5 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。（第 3 図参照）
- ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
 - イ 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。
 - ウ 高さは概ね 30cm 以内、奥行きは 30 cm 以上、幅は開口部の幅以上であること。
 - エ 踏み台の上端から開口部の下端までの高さは、1.2m 以内であること。
 - オ 避難上支障のないように設けられていること。



第 3 図

(2) 開口部が容易に外すことができない棧等で仕切られている場合は、床面から 1.2m 以内にある開口部のみを有効開口とすること。(第 4 図参照)



※ 棚で囲まれた部分のうち、直径 50cm 以上の円が内接することができる開口部で算定すること。

第 4 図

(3) 次に掲げる空地等は、規則第 5 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

ア 国又は地方公共団体の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの。

イ 道又は道に通じる幅員 1 m 以上の通路に通じることができる広場（建物の屋上、階段状の部分等）で、避難及び消火活動が有効にできるもの。

ウ 建築物の壁面から 1 m 以内の空地又は通路の部分にある樹木、塀及びその他の工作物で、避難及び消火活動に支障のないもの。

エ 傾斜地及び河川敷で、避難及び消火活動が有効にできるもの。

オ 周囲が建物に囲まれている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの。(第 5 図参照)

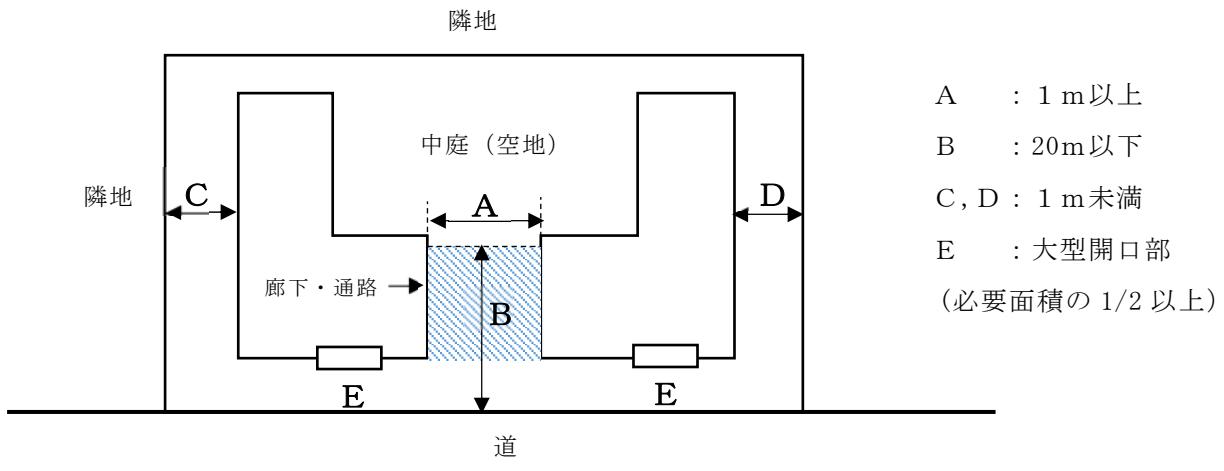
(ア) 中庭から道に通じる出入口の幅員は、1 m 以上であること。(A)

(イ) 中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。

(ウ) 中庭から道に通じる部分の歩行距離は 20m 以下であり、かつ、直接見通しができることであること。(B)

(エ) 道に面する外壁に 2 以上の大型開口部があること。(E)

(オ) 道に面する外壁の開口部で必要面積の 1 / 2 以上を確保できること。



第5図

カ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路上に門扉やフェンス等の工作物が設置されている場合については、門扉やフェンス等の人が出入りする部分（以下、「門扉等」という。）の幅員を75cm以上確保し、原則として次のいずれかによること。

- (ア) フェンス等の高さが1.2m以下の場合は、内側から鍵を用いることなく容易に解錠できる門扉等があること。
- (イ) フェンス等の高さが1.2mを超える場合は、内側及び外側から鍵を用いることなく解錠できる門扉等があること。

3 開口部の構造

次に掲げる開口部は、規則第5条の3第2項第3号に規定する「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

(別表第1参照)

(1) はめ殺しの窓等

- ア 普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス（ガラスの厚さが6.0mm以下のもの。）
- イ 強化ガラス又は耐熱板ガラス（ガラスの厚さが5.0mm以下のもの。）

- ウ ポリエチレンテレフタレート（以下「P E T」という。）製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが 100μm 以下のもの（内貼り用、外貼り用を問わない。）を前ア又はイのガラスに貼付したもの。
- エ 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400μm 以下のもの（内貼り用、外貼り用を問わない。）を前ア又はイのガラスに貼付したもの。
- オ 前ア又はイのガラスに金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称 Low-E 膜付ガラス）
- カ P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100μm を超え 400μm 以下のもの（内貼り用、外貼り用を問わない。）を前ア又はイのガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの。
- キ P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100μm 以下のもの（内貼り用、外貼り用を問わない。）を前ア又はイのガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの。
- ク 複層ガラスで、その 2 枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前アからキまでのいずれかにより構成されているもの。
- ケ 前アからクまで以外であって、窓を容易にはずすことができるもの。
- (2) 屋内でロックされている窓等
- ア 普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。（ガラスの厚さが 6.0mm 以下のもの。）
- イ 網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。（ガラスの厚さが 6.8mm 以下のもの。）
- ウ 前イ以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの。（ガラスの厚さが 10.0mm 以下のもの。）
- エ 強化ガラス又は耐熱板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。（ガラスの厚さが 5.0mm 以下のもの。）

- オ 合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができ、窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は2以下で、別個の錠を用いたり暗証番号を入力したりしなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもの。（フロート板ガラス 6.0mm 以下 + ポリビニルブチラール（以下「PVB」という。）30mil 以下 + フロート板ガラス 6.0mm 以下、網入板ガラス 6.8mm 以下 + PVB 30mil 以下 + フロート板ガラス 5.0mm 以下）
- カ 前オ以外の合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができ、窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は2以下で、別個の錠を用いたり暗証番号を入力したりしなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの。（フロート板ガラス 5.0mm 以下 + PVB 60mil 以下 + フロート板ガラス 5.0mm 以下、網入板ガラス 6.8mm 以下 + PVB 60mil 以下 + フロート板ガラス 6.0mm 以下、フロート板ガラス 3.0mm 以下 + PVB 60mil 以下 + 型板ガラス 4.0mm 以下）
- キ PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100μm以下のもの（内貼り用、外貼り用を問わない。）を前アからカまでのいずれかのガラスに貼付したもの。
- ク 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400μm以下のもの（内貼り用、外貼り用を問わない。）を前アからカまでのいずれかのガラスに貼付したもの。
- ケ 前アからカまでのいずれかに金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称 Low-E膜付ガラス）で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。
- コ PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100μmを超え400μm以下のもの（内貼り用、外貼り用を問わない。）を前アからエまでのいずれかのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。
- サ PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100μm以下のもの（内貼り用、外貼り用を問わない。）を前アからエまでのいずれかのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。

シ 複層ガラス入り窓等で、その2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前アからサ（前ウ及び前ウに前キからサに示す加工をしたもの）までのいずれかにより構成され、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。

(3) (1)及び(2)以外の窓等

(2)オ及びカ（これらに(2)キからケまでに示す加工をしたものを含む。）に示すガラス以外の合わせガラスの取扱いは、平成19年3月27日付け消防予第111号「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について」による。

(4) 軽量シャッター（スラットの板厚が1.0mm以下のものをいう。以下同じ。）の開口部

ア 煙感知器等と連動により解錠した後、屋内外から手動で開放できるもの。

（非常電源付きのものに限る。）

イ 避難階又はこれに準ずる階に設けられたもので、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの。

※ 避難階に準ずる階とは、屋外階段又は人工地盤等を利用して当該開口部まで容易に到達することができる階をいう。

ウ 共同住宅の雨戸として設けられたもので、開口部に建築基準法施行令第126条の7第5号に規定するバルコニー等の消防活動スペースが確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの。

エ 屋外から常時手動で解錠できるサムターン付軽量シャッター。

(5) 防火設備（シャッター）の開口部

ア 防災センター、警備員室又は中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できるもの。（非常電源付きのものに限る。）

イ 屋内外から電動により開放できるもの。（非常電源付きのものに限る。）

ウ 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので、開放装置の送水口が1階又は避難階にあるもの。（シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて（昭和52年12月19日消防予第251号）に適合しているものに限る。）

(6) ドア

ア 手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で、屋内外から容易に開放できるもの。ただし、ガラス部分を有する手動式ドアのうち、当該ガラス部分が3(1)から(2)までの構造であり、一部破壊することにより外部から容易に解錠できるものを含む。

イ 電動式ドアで、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの。

(ア) 3(1)から(2)までの構造により、開口部全体を有効開口部として算定に加えることができるもの。

(イ) 停電時であっても、非常電源の作動又は手動により開放できるもの。

ウ 屋内側に施錠装置がなく、屋外側に南京錠、その他消防隊が外部から容易に破壊することにより進入できるもの。(就業中、屋外側を南京錠等で施錠しないものに限る。)

(7) 二重窓等

ア はめ殺しの窓等で、(1)ア又はイに掲げるもの。

イ 屋内外から開放できるガラス入り窓等

ウ (4)に掲げる軽量シャッターとガラス入り窓等

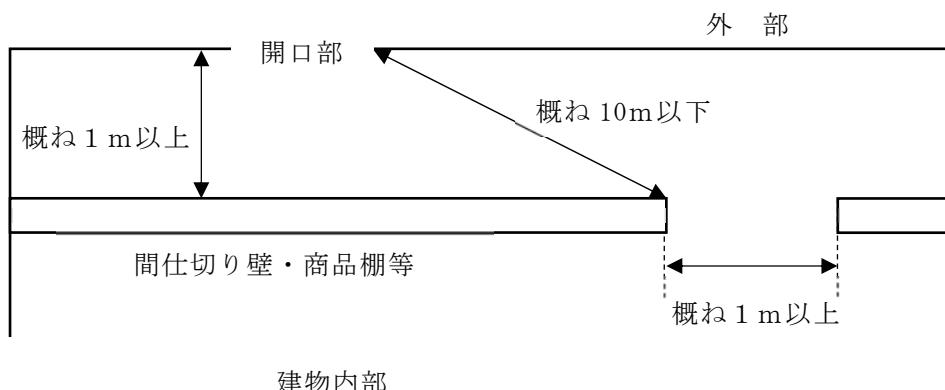
(8) 間仕切り壁を設けることにより、室内と開口部が区画された構造のもので、開口部と相対する部分に出入り口が設けられたもの。(出入り口は、屋内外から手動で開放できるものに限る。)

(9) 開口部と間仕切り壁等の間に通路を設け、間仕切り壁等の出入り口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの。**(第6図参照)**

ア 通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物が存置されていないことなど常時通行に支障ないこと。

イ 通路及び間仕切り壁等の出入り口の幅員は、概ね1m以上、高さは1.8m以上として、下端は床面から15cm以下であること。

ウ 間仕切り壁等の出入り口と一の外壁の開口部との距離は、概ね10m以下であること。

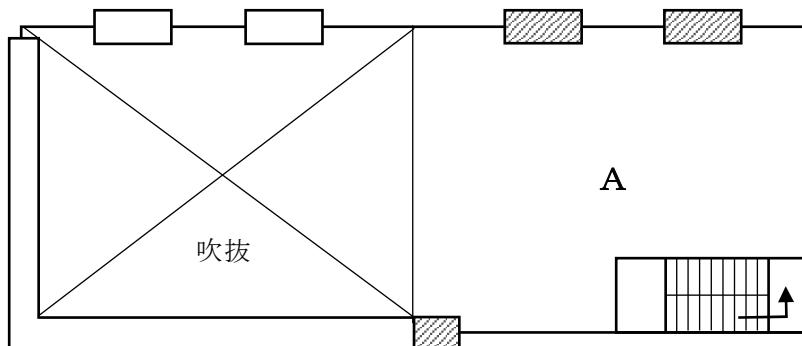


第6図

- (10) 開口部の周辺に広告物、看板、日除け、雨除け等を設けたもので、避難及び消防隊の進入に支障ないもの。
- (11) 店舗等において、開口部に面して設置する什器等のうち、キャスター付きで容易に移動可能であり、かつ避難上又は消火活動上支障がないように室内の管理ができるもの。
- (12) 避難を考慮する必要のない無人の小規模倉庫等で、外壁がスレート等で造られ、内壁がなく外部から容易に破壊できる部分。(消防活動上支障がない場合に限る。)
- (13) テント倉庫のテント部分(ブレース等のある部分を除く。)で容易に破壊することができる部分。(消防活動上支障がない場合に限る。)
- (14) 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により判断するものであること。(別表第2参照)

4 その他

- (1) 無窓階の判定は、原則として防火対象物の階ごとに行うものであるが、同一階が屋外空間等で隔てられている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合は、状況に応じ、隔てられた部分又は区画された部分ごとに判定を行うことができる。
 - (2) 常時無人となる倉庫又は機械室等のうち、床面積が 50 m^2 未満で避難上及び消火活動上支障がないと認められる防火対象物については、無窓階の算定を省略し、無窓階以外の階として取扱うことができる。
 - (3) 吹き抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。
(第7図参照)
- ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。
- イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。

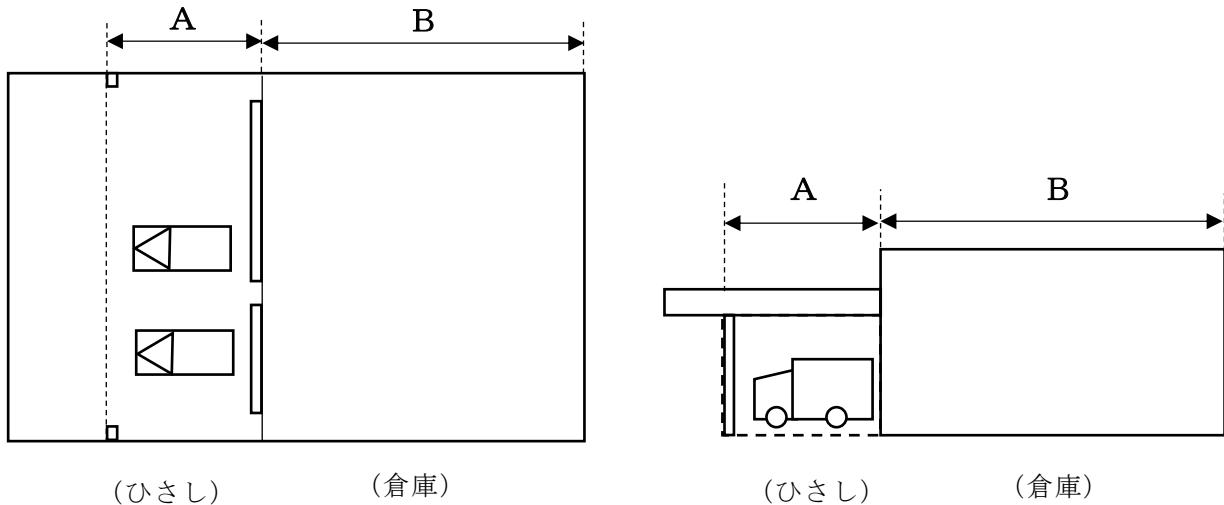


A : 床面積の算定する部分

■ : 開口部の面積の算定する部分

第7図

(4) 十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うこととされているが、無窓階の判定を行う上ではこれによらないものとする。(第8図参照)



※ ひさし部分Aの面積は十分外気に開放されているが、屋内的用途を有しているため床面積には算入される。したがって建築物の床面積は倉庫部分Bの面積と合算されるが、無窓階の判定上は、ひさし部分は外部空間として取扱い、Bの倉庫部分のみの床面積の1/30の開口部の有無により判断する。

第8図

(5) その他、特殊な構造のもの、記載のないもの等については、避難上及び消防活動上の支障の有無により判断するものとし、必要により協議して算定を検討する。

附 則

この基準は、平成30年3月8日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年3月7日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年1月25日から施行する。

別表第1 ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラス開口部の種類			無窓階判定（規則第5条の3）			
			足場あり	足場なし		
				窓ガラス用 フィルム 無し	窓ガラス用 フィルム A	窓ガラス用 フィルム B
普通板ガラス	厚さ 6.0 mm以下	引き違い F I X	○	○	○	△
フロート板ガラス			○	○	○	×
磨き板ガラス	厚さ 6.8 mm以下	引き違い F I X	△	△	△	△
型板ガラス			×	×	×	×
熱線吸収板ガラス	厚さ 10.0 mm以下	引き違い F I X	△	×	×	×
熱線反射ガラス			×	×	×	×
網入板ガラス	厚さ 5.0 mm以下	引き違い F I X	○	○	○	△
線入板ガラス			○	○	○	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 6.0 mm以下 + PVB30mil(膜厚 0.76 mm)以下 + フロート板ガラス 6.0 mm以下	引き違い F I X	△	△	△	×
			×	×	×	×
合わせガラス	網入板ガラス 6.8 mm以下 + PVB30mil(膜厚 0.76 mm)以下 + フロート板ガラス 5.0 mm以下	引き違い F I X	△	△	△	×
			×	×	×	×
倍強度ガラス	網入板ガラス 6.8 mm以下 + PVB60mil(膜厚 1.52 mm)以下 + フロート板ガラス 5.0 mm以下	引き違い F I X	△	×	×	×
			×	×	×	×
複層ガラス	フロート板ガラス 3.0 mm以下 + PVB60mil(膜厚 1.52 mm)以下 + 型板ガラス 4.0 mm以下	引き違い F I X	△	×	×	×
			×	×	×	×

構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラス（窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む。）は、厚さ 6.8 mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。

【備考】

- 1 ガラスの厚さの単位は、日本産業規格（JIS）において用いられる「呼び厚さ」の「mm」を用いる。
- 2 「足場あり」とは、避難階段又はバルコニー（建築基準法施行令第126条の7第5号（奥行き1m以上、かつ、長さ4m以上）に規定する構造以上のもの）、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。
- 3 「引き違い」とは引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。
- 4 「F IX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 「窓ガラス用フィルムなし」は、ポリエチレンテレフタート（以下「PET」という。）製窓ガラス用フィルム等を貼付していないガラスをいう。
- 6 「窓ガラス用フィルムA」は、次のものをいう。
 - (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100μm以下のもの（内貼り用、外貼り用を問わない）を貼付したガラス。
 - (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400μm以下のもの（内貼り用、外貼り用を問わない）を貼付したガラス。
 - (3) 低放射ガラス（通称Low-E膜付ガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）
- 7 「窓ガラス用フィルムB」は、次のものをいう。
 - (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100μmを超え、400μm以下のもの（内貼り用、外貼り用を問わない）を貼付したガラス。
 - (2) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100μm以下のもの（内貼り用、外貼り用を問わない。）を貼付したガラス。
- 8 「足場あり」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルムA、窓ガラス用フィルムB）同じ判定であること。

【凡例】

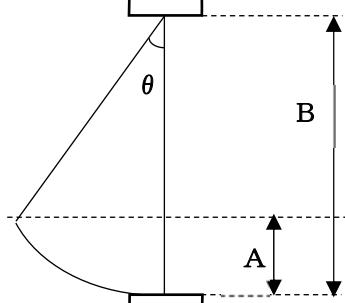
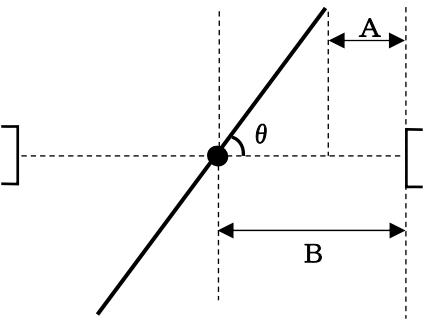
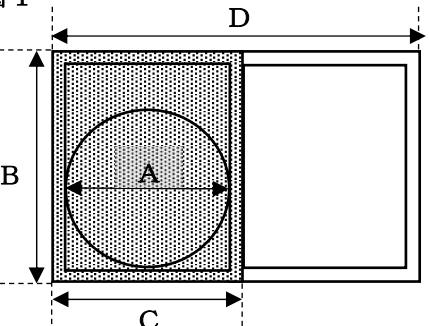
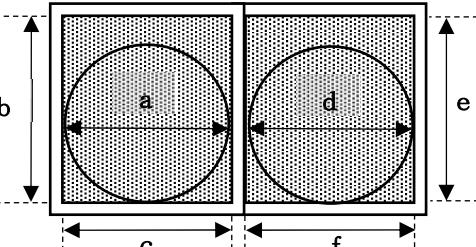
○：規則第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部※として取り扱うことができる。

△：ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分（引き違い窓の場合概ね1/2の面積で算定する。）について、規則第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部※として取り扱うことができる。

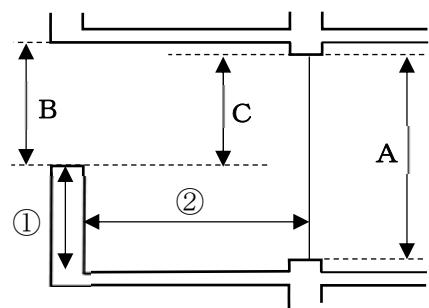
×：規則第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部※として取り扱うことができない。

※ 外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの。

別表第2 開口部の有効寸法の算定方法

	型 式	判 断
突出し窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度($0^\circ \sim 90^\circ$)</p>	Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$
回転窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度($0^\circ \sim 90^\circ$)</p>	Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$
(上げ下げ窓を含む) 引き違い窓	<p>図1</p>  <p>(注1) $C = 1/2D$</p> <p>Aは、50cm以上の円が内接</p> <p>図2</p>  <p>(注2) a及びdは50cm以上</p>	B × C を原則とする。(図1) なお、別表第1において判定が○であるガラス窓で、a及びdが(注2)に該当する場合は $(b \times c) + (e \times f)$ とすることができます。ただし、開口部の個数は1とする。(図2) また、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができる。 B = 1.0m (0.65m) 以上 C = 0.45m (0.4m) 以上 (注3) ()内は、バルコニー等がある場合

ある場合
外壁側にバルコニー等が



Aの部分とする。

なお、Bは1m以上で、手すりの高さ
(①)は床面から1.2m以下とする。

(注) バルコニーの幅員(②)は概ね60cm
以上の場合に限る。これによりがたい場
合はCを開口寸法とする。